

第2回札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議

日時：令和元年11月8日（金）10:00～

場所：北海道経済センター8階Bホール

議 事 録

1. 開 会
2. 議 事
3. 閉 会

1. 開 会

○事務局（石川） 本日はお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。これより第2回札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議を開催させていただきます。

なお、本日は、札幌観光協会の今井委員、日本旅行業協会の笹本委員、札幌商工会議所の廣田委員の3名が所用により欠席との御連絡をいただいております。

また、オブザーバーといたしまして、日本旅行業協会からは落合副支部長、札幌商工会議所からは、樋口部長に御出席いただいておりますので、御報告をさせていただきます。

2. 議 事

○事務局（石川） それでは、早速議事に移りたいと思いますので、これより後の議事運営につきましては、平本委員長にお願いを申し上げます。

○平本委員長 皆様、おはようございます。本日もどうかよろしくお願ひいたします。

今日の会議は、前回と同様、原則公開ということになっておりますので、まずはその点を御了承ください。

それから、前回御欠席でした副委員長の石黒委員に御挨拶をいただければと思いますので、まず最初に石黒先生、お願ひいたします。

○石黒副委員長 北海道大学の石黒と申します。前回欠席をいたしまして、大変失礼いたしました。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○平本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、前回のこの検討会議におきまして、皆様から多数の御意見をいただきました。その御意見をまとめますと、財源のあり方を議論するためには、具体的な施策の内容、あるいはその規模のイメージというのが必要だというような御意見が多数ございましたので、まずその現在の観光振興の規模、あるいは今後取り組むべき方向性、施策、そういったことにつきまして、まず事務局より、資料1に基づきまして御説明をお願いいたします。

○事務局（和田） 観光・MICE推進課長の和田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから説明させていただきますが、まず、資料の御確認をさせていただきます。

本日御用意している資料につきましては、全部で4部ございまして、A4横の右肩に資料1、それから資料2と、全部で4種類の資料がございます。不足等ございませんでしょうか。

それでは、早速ですが、横型の資料1の御説明をさせていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、第1回目の検討会議の主な意見ということで振り返りをさせていただきます。

前回の会議は、2つ論点がございまして、一つは四角に書いてあります、今後取り組むべき観光振興の方向性について、それからもう一つが、中段にあります新たな財源のあり方について、この2点でございました。

まず、上の今後取り組むべき観光振興の方向性についての御意見を確認していただきたいのですが、まず1つ目、北海道新幹線の札幌延伸、あるいは冬季オリンピック・パラリンピックの誘致、こういったところに向かって、観光をどう組み立てていくのかという視点が大事だという御発言がございました。また、ほかの都市、地域間競争が厳しくなる中で、先を見据えた投資も大事であるという御意見もいただきました。

そうした中、今後の方向性といたしまして、前回の会議で事務局から提示させていただきました魅力の向上、受入環境の充実、そして持続可能な観光振興、こういった観点は、ある意味妥当ではないかという御意見がございました。

さらに、まだその方向性が漠然としているということで、今後取り組む内容を具体的に、さらには規模感についても議論したいということでもございました。

さらには、事業者の現場の声を聞くべきですとか、既に進めている取組の全体の整理も必要という御発言もございました。

一方、新たな財源のあり方についてでございますが、まずは今問題点と申しますか、入湯税が観光振興に使われているという実感が無いと。そういう意味では、同様の観光目的税も同じではないかという御懸念もございました。

さらには、観光税、宿泊税の目的や用途が明確でないのであれば、それは認められないという御意見ですとか、消費税増税で景気減退が予測される中、さらなる負担というのは消費に影響があるのではないかという御意見をいただいております。

一方、人口減少、少子高齢化といった中で、社会保障費がかさむ中、税収が減少していくという中で、どうやって観光でまちの機能を維持していくのか、安定的な税収をどう確保していくのか、そういった御指摘もございました。

あるいは、もし新しい税を導入するのであれば、目的がきちんと観光振興に使われていると、そういうことを明確にするべきですとか、あるいは徴収義務者となる宿泊事業者の御負担も検討するですとか、先ほど申し上げました入湯税との兼ね合いも調整するべき。あるいは、事業者が宿泊者に説明した際に、きちんと御理解いただけるような、そんな仕組みも必要じゃないかというようなお話もあったかと思っております。

まとめさせていただきますと、下の青字の部分でございますが、今後取り組むべく観光振興の方向性については、3つの柱というのが確認いただけたのかなと思っております。

さらに右側ですが、より具体的な施策の内容ですとか規模感、そういったものをイメージできるように、さらに整理することといった御意見かと思っております。

あわせて、宿泊税を意識した課題認識が多数寄せられておりましたので、そういったところも前回の振り返りかなと思っております。

以上を踏まえまして、今回の資料、まずは観光振興の取組について、資料にしてまとめ

てございます。

次のページをお開きください。2ページ目、タイトル、札幌市の観光振興の取組というところがございますが、まずは現在の観光振興の取組、前回の指摘でもございました。今までの振り返りということでございます。

札幌市では、観光まちづくりプランというのを平成25年度に策定をしております、平成29年度に改訂したところがございます。この計画につきましても、2022年度までの計画ということになっております。

計画の柱が、下にピラミッドが書いてありますけれども、3層になっておりまして、1つは札幌市が目指す目標像ということで、産民学官が連携する観光まちづくりの実現というところを掲げております。

さらには、その下にあります4つの基本方針、そしてピラミッドの1番下にあります5つの重点施策で構成しております。重点施策につきましては、観光客の誘致活動の推進、MICE誘致の推進、そして観光客受入環境の充実・強化、観光コンテンツの充実と魅力アップ、観光イベントの魅力アップという構成になっております。

続きまして、3ページをご覧ください。前回の議論でありました、今後の取組の必要性、あるいは規模感というところの資料でございます。

まず、必要性についてでございますが、1番目に書いてありますとおり、観光は札幌市にとって札幌の経済成長を牽引する産業ということで、札幌市の経済プランの中でも重点項目と位置づけられているところがございます。そうした中、観光客の増加をさらに進めていかなければなりませんし、もっと言いますと、観光消費というところに着目して、拡大していく必要があるのではないかと考えております。

そういった意味で、前回整理いたしました観光資源の魅力向上、受入環境の充実、持続可能な観光振興、この3つの柱を継続的に投資していくということが必要なのではないかと考えております。

さらには、書いてはございませんが、少子高齢化などに伴いまして、さまざまな行政需要が増加する中、それほど収入も伸びていかないという点もあるかと思えます。

こうした点を踏まえまして、中長期的な視点から、安定的な財源の確保が必要であると考えております。さらには、財源の負担のあり方として、市民の皆様からの税金で賄うのか、それとも受益と負担の観点から検討するのかといったところの検討が必要なのではないかと考えております。

事業の規模感について、下の絵で御説明させていただきます。

新しい財源が必要な事業規模のイメージというところがございますが、下の緑色の部分、左からご覧いただきたいのですけれども、まず四角の左側のところで、AP2015-2019事業と書いてありますが、これはアクションプランの略でして、札幌市で定期的に計画をつくっております中期の実施計画の事業費を掲げているところがございます。

左側は、2015-2019ということ、まさに今動いている事業ということで、4年間の

平年度化すると、1年間で約70億円の観光関連予算が位置づけられているということでございます。これは、私ども観光・MICE推進部の予算だけではなくて、観光に関連する他の事業も含まれております。さらには、一般財源と市債をベースに算出しているということでございます。

右側に行きまして、ちょっと濃くなっている緑色のところですが、現在アクションプラン2019というのを、まさに策定中でございます。現在素案が固まってパブリックコメントをかけているところでございます。ここも同様に観光関連事業を見てみますと、1年間で平年度化すると約90億円ということで、前回の計画よりも単年度で20億円程度上がっているところでございます。

この計画につきましては、2019年度から2022年度までの計画となりますので、2022年度以降の取組、今回の新たな財源というのは、こういったところも視野に入れていかなければならないと思っておりますが、さらに取り組むべき観光施策というのは、まだまだ続くのかなと思っております。これまでの伸びを鑑みますと、一定程度増加していく可能性もあるのかなというふうに考えております。そういった意味で、今の70億円、さらには20億円積んだ90億円、さらに $+ \alpha$ ということで、想定の実業規模としては、年間で90億円 $+ \alpha$ ということで一旦整理してございます。

続きまして、4ページをご覧ください。先ほど緑色の部分で、今策定しているアクションプランと、さらに2022年度以降取り組むべき取組で整理いたしました。まずは今後4年間のアクションプランということで、2019年から2022年までの観光振興策というのをアクションプラン2019で整理しているところでございます。これにつきましては、観光・MICE推進部の事業を含んだ観光振興策の計画事業費といたしましては、4年間で約430億円ございまして、1年平均にすると約110億円、ここには国からの補助金とか、そういうのも入っておりますので、そういうのを除いた一般財源と、将来的に一般財源で返していく市債、こういったものをベースにすると、4年間で340億円、1年平均約90億円ということになりまして、この90億円が、先ほど見ていただいた数字と合致しているというものでございます。

具体的なものを下の表で掲げておりますが、左側の列から見ていただきまして、観光まちづくりプランの重点施策、先ほど御案内した、その項目に基づいて具体的な事業を整理しております。簡単にちょっと見ていきますと、まず観光コンテンツの魅力アップという意味では、例えばですけども、2つ目に書いてあるスノーリゾートですとか、夜景・夜間といった観光推進に強化していくというものがございます。

下に行きまして、イベントの魅力アップでは、雪まつりをさらに魅力アップすることですとか、観光イベントにおけるインバウンド対応、こういったところにも力を入れていきたいと思っております。

3段目、受入環境の充実というところでは、富裕層の受入環境の整備事業ですとか、総合案内板の設置運営事業などもございます。さらに、誘致活動という面では、国内、海外

への観光誘致事業、あるいはMICEといったところでは、新しいMICE総合戦略の策定といったものがございます。

これらの事業の詳細につきましては、別の資料、左肩の参考資料①に事業概要と個別の金額、詳細に設定しておりますので、今日は御説明いたしません、参考にしていただければと思います。

それでは、5ページ目をお開きいただきまして、2023年度以降、さらに取り組むべき観光振興策ということでございます。ここにつきましては、戦略目標を掲げてございまして、今までは比較的観光客の入り込みという量を重視しておりましたが、これからは量から質への転換ということで、観光消費により強く意識していきたいと思っております、そのためには長期滞在を促進することによって、観光消費を最大化させていきたいと思っております。

ちなみに、インバウンドの今の札幌の平均滞在日数、滞在宿泊数は1.3人泊となっておりますので、こういったところをいかに伸ばしていけるのかということかと思っております。

この戦略目標に基づきまして、前回整理させていただきました3つの柱ごとに、重点推進項目ということで整理しております。観光資源の魅力向上というところでは、赤で囲んでございますが、滞在の長期化を促す観光魅力づくりということを掲げまして、具体的には夜間観光等の推進、あるいは都市型スノーリゾートの形成、定山溪エリアの魅力アップ、こういったところに特に力を入れていきたいと考えております。

真ん中の列、受入環境の充実というところでは、滞在時の快適性を高める環境づくりということで、市内の周遊ですとか市内の消費、そういったことを促す機能強化、あるいは付加価値の高い宿泊環境づくり、そして周遊を促進させるための二次交通等交通環境の改善、こういったところに力を入れていきたいと思っております。

右端の列、持続可能な観光振興という意味では、持続可能な観光マネジメントの推進ということで、観光統計をさらに充実させるとともに、それを活用していくこと、あるいは観光マネジメントの推進基盤、こういったものを構築していきたいというふうに思っております。こちらの事業につきましても、詳細は別添の資料、参考資料②というところで、より具体的な取り組み事例ということで御案内させていただいております。ここにつきましては、あくまでも想定ということで掲げてございますので、御注意いただければと思っております。

続きまして、6ページ目をお開きください。こちらのほうは参考でつけさせていただいておりますが、今回アクションプランで整理いたしました中期財政フレーム2019・長期的な財政見通しを掲げているところでございます。先ほど御案内のとおり、社会保障費、公共施設の更新事業が増加するという中で、それに見合う税収は、一般財源の伸びがそれほど見込まれないといったことで、限られた財源の中で、今後の行政需要に対応していかなければならないということでございます。

資料1の御説明につきましては、以上でございます。

○平本委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明を踏まえまして、皆様から御意見頂戴したいと思うのですが、前回の御意見を踏まえまして、今後札幌市が取り組む施策というのでしょうか、それについて少し方向性を示していただきました。ですので、こういった観光振興策に関しての、さらにこういう視点が必要なのではないかと、こういうポイントが欠けているのではないかとというような観点から、ぜひとも建設的な御意見をいただければと思いますので、委員の皆様のお意見をお願いいたします。

まずは、御意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

石黒先生、今回初めてなので、石黒先生に先に御発言をお願いします。

○石黒副委員長 副委員長を仰せ使っております石黒でございます。ちょっと機先を制すようで恐縮でございますが、私自身は、今事務局のほうから説明がありましたが、量から質への転換というのが非常に大きなポイントだというふうに認識をしています。それに基づきますと、正直なところ、恐らく今までの札幌市の観光施策というのは、質の向上という意味では、必ずしも十分ではなかったんじゃないかというふうに思います。大きくは、4つポイントがあるんじゃないかと思います。

1つは、質の転換と言った瞬間に、まちづくりという概念がどうしても入ってこざるを得ないこと。つまり量、お客さんの数を増やすとなりますと、どうしても外向きの施策にならざるを得ませんけれども、やはり質ということで、より滞在日数を増やしていく、あるいは消費単価を上げていくという施策になりますと、これはおのずと札幌市民の方が楽しむ施設であり、機会であり、そういうものとの兼ね合いという関係性が出てきますので、今回は観光税、あるいは観光施策の議論でもありますが、同時にそういうもののユーザーとか、消費者としての市民というのも想定せざるを得なくなってくると。これはいい意味で、私は総合施策をしていくべきだと思います。その1つ目がまちづくりですね。

それから2つ目は、財源の安定性ですけれども、これ今観光税ということで、要するに歳入の話をしていいますが、これ運用ベースでは、やはりどうしても行政の会計ということで単年度になっていきます。そうしますと、昨年度のような震災、あるいはその他の、今例えば韓国もそうですけれども、外的な要因で予期できないものに対して、即時に対応するという意味では、なかなか行政の予算というのは使いづらい。そういう意味では、基金化するとか、あるいはある程度そういったものに即時対応できるような形の財源というのを運用ベースで考えていく必要があるだろうということが2つ目と。

それから、残り2つは仕組みの話ですけれども、1つは意思決定ですね。今まさに行政の施策なので、これ今事務局、計画のほう出てきましたけれども、こういうものをどういう座組みで今後決めていくのかというのも、実はこの中に入れていかなければいけないんじゃないかと。具体的には、民間の事業者さんですとか、あるいは観光協会さん、場合によっては大学、こういったところを入れて戦略を考えていくようなことというのも、今後

の施策の中では必要じゃないかというのが3つ目と。

それから最後ですけれども、それに絡みますが、こういうことを推進していく組織が、今現状では行政がおありで、観光協会さんが3つあり、商工会議所さんがあり、そして国際プラザさんのMICEであるというような形で座組みになっていますけれども、こういうものを一本化とは言いませんけれども、横串になるような組織、あるいは協議体というものが必要ではないかと。ですので、どういうふうに細かくやっていくかというのがアクションプランの中でしょうけれども、大きくはまちづくりとして、財源の安定的な運用ですね。それから意思決定の仕組みと組織と、この4つは考えていかなければいけないんじゃないかと。ちょっと長くなりましたけれども。

○平本委員長 どうもありがとうございました。

特に今石黒先生のお話を伺って、1番目の視点ですね。量から質へ転換していくときには、おのずと札幌市のまちづくりという視点も重要になる。先ほど重点推進項目のところで、周遊を促進させる交通環境の改善というお話がありましたけれども、これはもちろん観光客の方にとっては非常に利便性が高まるのですけれども、同時に市民にとっても極めて有益なことなのではないかと思ひまして、今の石黒先生の御指摘は、全くそのとおりだなと思ひました。

では、金川委員、お願いいたします。

○金川委員 この資料を読んだり、今石黒先生とかの意見を聞いて思うのは、これはいわゆる審議会のパターンになっている。上から目線という言い方はよくないんだけど、どういうふうに言ったらいいんでしょうか、上から目線、悪い意味じゃないですよ。言葉がわからないだけで、包括的に考えれば、こういうことなんだよということ。これだと全然議論は活性化しないと思う。我々は、下から目線と言うのも、またこれも変な言葉で、言っている趣旨はわかっていただけだと思うのですけれども、先生方はそれを概括的に包括して見ている研究者の方ですね。札幌市の観光部も、そういう立場ではいると思う。でも、実際の事業者から見ると、こうはなっていないんじゃないかという疑問が非常に高いわけです。

それで、例えばですよ、具体的に言うと、夜間観光の推進といったところで、じゃあ具体的に何をやるかということなんですよ。言っていることは確かにそうなんですけれどもね、じゃあ具体的に何をやるか。すすきのを活性化するために、観光部は何やるんだというような、なかなか難しいと思うのです。

それから、言っていることは正しいんです。それから、例えばですよ、上から言っています。スノーリゾートの形成、札幌市のスノーリゾート、これどういうふうに、国際的に見たらね、日本のスキー場って全然小さいんですよ。例えばウィスラーとかね、前に加森さんがやっていたスノーボード、あんなものから見たら、もう10分の1ぐらいの距離しかないわけで、そのスキーリゾートの形成というものも、言葉はいいんだけど、具体的に何をやるかという、かなり難しい。

それから、定山溪エリアの向上と言いますけれども、定山溪に実際我々これを見ていますけれども、具体的に何をしてくれるのか、非常にここが不信感なんです。やるぞやるぞと言いながら、具体的に何をしてくれるのか、非常に不明確な部分が多いです。ただ上から目線で見ると、非常にきれいにずっとできているのですけれども、下から目線で見ると、本当かというような疑問が出てくる。そこを私は今日訴えていきたいと。

○平本委員長 ありがとうございます。上からとか、下からということは、ちょっと私には判断がつかないのですけれども、例えば今の定山溪エリアの魅力向上ということで、まさに定山溪の現場で旅館の経営をされている金川さんの立場から、逆にこういうことがあると、定山溪エリアの魅力向上が図れるんだよ、定山溪というこの温泉街を、観光資源としての価値がさらに高まるんだよというような、そういう建設的な御提言をいただくとありがたいですし、この場が活性化すると思います。ですので、もし可能であれば、そういったヒントになるようなことでも構いませんので、御教示いただけるといいかなと思います。よろしく願いいたします。

○金川委員 そのお答えになっているかどうかわかりませんが、例えばですよ、この10年間札幌市は定山溪の魅力アップ構想ということで、大々的にアドバルーン打ち上げてやったわけです。結局何もできない。それから、それでも何かやってくれという、定山溪の足湯が、今石黒先生がおっしゃった高度な、上から目線という言葉よくないので、ちょっと言い言葉が思いつかないのでね、言っていることはおわかりになると思うのですけれども、包括的な、ぱっと見ると正しいんだけど、実際の現場になると、何も行われていない。例えば、足湯を直してくれと言ったんですが、足湯なんて直すの何百万でできちゃうんです。今の時限だと、足湯そのものも何千万というレベルでなきゃならないのですが、それさえも受け入れてくれない。

バリアフリー化しました、何百万かで、でも何も観光地として魅力になっていないのですよ。それが包括的に言っていることが正しいんだけど、具体的に何が起こり得るのかということをおね、また違う次元で私は訴えていきたい。上から見ると、きれい事は幾らでも言えるのですよ。でも具体的に、現場に落ちると、それが具体的にどうなっているのか。定山溪に何ができるのかということは、そんなことがわかればね、我々は苦労しない。旅館がどうやったらうまくいくのかということを経営者がわかればね、そんな苦労はしない。

私は大切なのは、わからなければ、逐次逐次手を入れていくということが大事だと。少しずつ少しずつ、そのことさえ受け入れてもらえない、札幌市の行政。例えば、これの文章に細かくいっぱい出ていますよね。この中で、定山溪という言葉は2つぐらいしかでてこないんです。だから定山溪に対する、いつも市長さんと会うと、定山溪は札幌市の宝だと言ってくれるのですけれども、本当にそうなのかと疑問符が出てくるのです。

この表でさえ、私は非常に疑問符だと思うのです。どうしてこの中に新幹線が入ってこないのか、例えばね、新幹線促進事業と書いて、新幹線そのものは観光効果がものすごく

高いです。何百億とか何千億という単位で入ってくるじゃないですか。それは、すごい寄せ集めの、観光に関連するものを寄せ集めて書いただけでね、すごくきれい事だと思うのですよ。現場段階ではもっとシビアな問題が起きていると思うのです。これ後から時間があれば、私の下から目線、下から目線とか上から目線って、言葉よくはないのですけれどもね、現場目線といいますか、現場目線から見た、今度の観光税についての言葉は発言したいと思うのです。

○平本委員長 ありがとうございます。

今回のこの検討会議のメンバーの皆様は、現場の方か、実務家の方がたくさんいらっしゃるので、多分金川さんがおっしゃる現場の立場から、ないしはまさに実務に携わっている立場からの課題等についても、十分御認識されていると思います。そういった観点も含めまして、前半のほうは、今後の観光振興施策について、前回の御意見を踏まえた上で、こういう形で事務局としてまとめたものについて、もう少し御意見等をいただければと思います。

池田委員にお願いいたします。

○池田委員 検討会議の中では、大きな考え方ですとか、大義なところを全員同じ理解がぜひ必要なところだというふうに思います。私も、札幌市の今公開されているアクションプランを読ませていただきまして、その札幌市全体のアクションプランと観光との位置づけ、整合性というのも理解を進めているところではあるのですが、そのアクションプランの中にある観光振興の推進というのが今日示されたところで、大変具体的になってきたのかなというふうに思います。

今日の最初に、前回の内容のおさらいとしてまとめていただいたところの中でも、やはり観光振興の方向性の中でも、地域間競争が激しくなる中での環境整備、何よりも魅力が増していかなければ、観光振興なかなか難しいところがある。

それともう1点、新たな財源のほうに位置づけられていますけれども、これ両方にかぶるところとしての人口減少と高齢化によりというところのこの文があると思いますけれども、すごく大事な視点だというふうに思います。もうちょっと言うと、例えば読みかえると、人口減少と高齢化により社会保障費がかさみ、税収が減少していく中、これ多分正確には、人口減少と高齢化により税収が減っていく、一方で社会保障費もかさむということの理解なのかなというふうに思います。観光によって、まちの機能を維持していく、このことが定山溪も含めたオール札幌の経済の成長を牽引していく観光の振興を図っていかなければいけないということだと思います。

その後に出てくる安定的な税収をどのように確保するか、アクションプランの中では、札幌市さんもここで示された中では、不断の行財政改革ですとか、メリハリをつけた、未来に資するものについては、メリハリをつけた投資をやっていくということも明確に書かれておりますので、仮にそれをもってしても、やっぱり今後これだけのものが足りなくなっていくのであろうということの、それが一部今日出てきたところなのかなと。こう

いったロジックと、具体的な数値の規模感ということは、ここにいる委員のみんなが共通の理解をすべきところなのかなというふうに思います。

札幌はもともと観光の対象となる自然ですとか歴史・文化、そういった古典的な観光資源がもともと豊かであって、このことの価値というのは、これからも減っていかないと思いますし、今の社会の動きからしても、例えばスポーツですとか、医療ですとか、食だとか芸術、こういったもので札幌に来る人も多くなってくれたり、ただやっぱり観光施設であるところのまちづくりだとか、そういったことの整備はしっかりやっていかないと、その魅力はやっぱり減していくんじゃないかというところを、このメンバーの中ではきちっと共通の理解で進めていただければなというふうに思います。以上です。

○平本委員長 どうもありがとうございます。

ほかに、御意見。どうぞ、大島委員。

○大島委員 今池田さんから、まずこの委員会というのは、僕前回の第1回目から、今日2回目ですけれども、全員が観光税に賛成じゃないと進んでいかないんですよ。ここでどんな議論しても、ギャップも必ず出ます。金川さんが言うのもわかります。じゃあ今まで一体何してくれたんだと。定山溪に、逆に言ったら何をしたらいいんですかではなく、じゃあ何してくれたんですかなんですよ。さっきの足湯の問題も。

僕この前からすごく考えていて、さっきの宿泊の滞在も、1.36日しかない。今インバウンドの被害、本当は一番受けているのは定山溪だと思います。ほぼほぼ観光客は、韓国から来ていないと思います。

じゃあ、すすきのはどうですかと言うと、申し訳ないですけども、去年のブラックアウトを経験しているので、今年の11月はいいねという状態なんです。本当にお客さんが来ています。その中ですすきのが、じゃあこの観光税を何に使いたいんだと言うと、僕らはもう本当に簡単です。除排雪をやってくれと、冬のすすきののアイスバーンを歩くためには、観光客が歩くためには、もっと除排雪をやってよと、もうそれだけなんです。それで余って、例えば今度は外人さん向けの、観光協会主導の観光案内所をつくってこないだろうか。今、19ヶ所の無料観光案内所があります。この19ヶ所は、みんなブラックですから。貸すほうも貸すほうですけども、やるほうもやるほうですよ。ですから、しっかりとすすきのも、やっぱり観光客を今後取り組んでいくためには観光協会、すすきの所管の観光案内所をつくってこないだろうか。それが将来的な目標ですね。1番最初にできることは、除排雪だと思います。

そこで僕この前、ちょっと長くなりますけれども、定山溪ってどんな魅力があるんだろうと考えたんですよ。実は、今皆さんも御存じだと思いますけれども、青少年のスポーツの全国大会というのは、もう北海道でしかできないんですよ。なぜかという、要は気温31度以上、WBGTといまして、湿球と黒球の、要は31度以上。なおかつ湿度、輻射熱、これでもう北海道でしかも絶対できなくなるんです。少年と言うとアンダー18以下ですね。現実に、サッカーも指針が出ています。2023年まで、U17、U18、U19のサッ

カーもこれからは全部北海道に持ってこなければいけないんです。外でやるスポーツはほぼそうです。ところが、ゴルフのジュニアは、霞ヶ関が聖地なんです。それと甲子園は、高野連の聖地なんです。何ぼ暑くても試合はやりますから。大雨、雷でない限りは。40度になっても、甲子園はやります。決してそれがいいのではなく、やっぱり競技人口の多いサッカー、今回マラソンが札幌に来た理由も、全くそのとおりなんです。暑いところでなんかできねえぞと、オリンピックをこっちへ持ってこれたのもそうなんです。

ラグビーもこの人気で、特に定山溪はバーバリアンズというチーム、本部がありますよね。私が提案したいのは、定山溪により近いところにグラウンドを造ってほしいかと、全国大会ができるグラウンド。実は9年前から帯広ではやっています。アンダー15の、10日間で、さっきの滞在の話になりますけれども、10日間で選手と審判官だけ、運営部隊だけでも入れて9,577名が泊まります。これ10日間ですよ。そのほかに、父兄がおおよそ3,000名います。帯広ですとか旭川、函館もグラウンドがあります。ところが、1番の問題があるのですよ。宿泊先がないのですよ。これを定山溪は持っているのですよ。実は、最高の利点のハードを持っているのですよ。じゃあ、もう定山溪で僕は、札幌市として大会を誘致すべきだと。そのためには、2023年までにグラウンドを造っていただきたいと、より定山溪に近いところ。泊まりは全部定山溪。そういう大会を誘致できれば、札幌市としても潤うし、青少年の育成を考えた誘致とすれば、日本サッカー協会ももちろん推奨していますし、予算も補助金も出ると思います。その辺はよく僕もわかりませんが、今回資料は市のほうに置いていきます。よくこれも確かめていただいて、僕はこれが定山溪の夏の生きる1つの道だと思っています。

とにかくサッカーの場合だと、女子もございますし、シニアもございますし、ただ限定で当然夏休みに持ってきますので、7、8、9月なんです。ただ、それだけの人間が今まで9年間帯広でやってきたんです。この実績はあるんです。帯広市も、千歳でおいて帯広なんです。バス代もかかりますし、サッカーというのは、ちょっと長くなりましたけれども、リーグから始まるので、試合のないときは、父兄はちょっと北海道旅行して歩くんです。そういう利点もありますし、ぜひその辺を考えていただきたいなと思います。以上です。

○平本委員長 はい、どうもありがとうございました。

池田委員から、新たな財源の確保ということの必要性が理解できるということ。それから、その予算の規模感という、そういうことについてわかるという御発言をいただきました。

それから大島委員からは、まずはその前提として、この検討会議の足並みが揃うことが重要だということを御提言いただいた後に、具体的な、特に定山溪に関わって具体的なアイデアを御提供いただきましてどうもありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ金川委員。

○**金川委員** この本格的な今人口減少だとか、財政が苦しくなるとかね、これはもうそんな言うまでもなくね、当たり前のことが書かれているだけでね、一番難しいのは、これを具体的に策としておろしていく、実行するというのが難しいわけです。そのところが欠如しているのです、札幌市は。これは、例えば1か月半で、綿密に担当課長が作った資料ですけれども、我々は民間人だからこういうものは作れませんが、これもう誰も反対する人はいません、そのとおりです。ただ、具体的に策としてどうおろすか、それと観光税とどう結びつくのか。財源の問題は、札幌市の財政問題というのは、観光のところに矮小化するものではないと思うのです。これは、札幌市の財政問題としてあるのですか、審議会とか、結論が出ているのですか。

○**事務局（和田）** ないです。

○**金川委員** 僕は、そこで議論すべき話であってね、観光部会が札幌市の財政についてね、そこを慮ってね、どうだこうだ言うのはね、全く配慮しないということではありませんが、そこから結論が出てくるのは、私はちょっと納得いかない。

○**平本委員長** 金川委員の御意見はわかる部分とわからない部分とあるのですけれども、今後段でおっしゃった、札幌市の財政を全部見た上で議論しなければいけないのだというのは、確かにそういう面もあるとは思いますが、一方でこの観光施策に関して財源が必要だということを、その観光を担当する経済観光局主導で議論を行うということは、行政としては、それほど不自然なことではないと私は思っています。これについては、今ここで議論するのは適切ではないと思いますが、この検討会議の考え方といたしましては、今後札幌市が取り組むべき観光の施策というのがあって、それについて今日、前回よりも大分具体的にお示しいただきました。大島委員などからも、アイデアを頂戴いたしました。それらを踏まえた上で、ではこれをやるために、新たな財源を求めることが方向性としていいかどうかというようなことを、まずはここで少し意見交換をする必要があるろうかと思うのですね。そこにつきまして、もし賛成反対という明確な言い方である必要はないのですけれども、御意見を少し頂戴できればと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

宮越委員をお願いします。

○**宮越委員** 会長が力説いただいておりますので、私のほうから言うのもなんだと思うのですけれども、札幌市として観光税なり宿泊税、名称は別としても、これが導入されるか否かというのは、実はもう北海道としても新たな財源確保というところの審議が進んでいることも事実です。一体何重の課税を要求するのですかと。私たちは入り口として、それを徴収する徴収者ということになるろうかと思いますが、それを支払われる方、ある意味で言うと消費者の方だと思いがた思いますが、そこの方々に、道の税があって、市の税があって、現状の入湯税があって、さらに国税の消費税があってと。前回のときに金川会長が、やはりその部分が2重、3重じゃないかというお話がありました。ただ、今の状

況からすると、新たな財源確保のあり方についてという中の、この資料の中の1番最後に、第一回検討会議の意見で、北海道が宿泊税を導入した場合と1行書いてあるだけでありまして、これっていかなものですか、現実にお互いに道は道で進んでいる。市は市で進んでいる。じゃあどうなんですか。そこの状況が何もなくて、じゃあ私たち、それは賛成・反対という明確な意見は別としても、導入の方向で行きましょう。じゃあ、使途の部分について、じゃあ道はどうやって使うんですか、市はそこでどうやって使うんですか、じゃあ明確にしましょうということで、それぞれが明確にされたところで、じゃあその整合性ってどうやってとるんですかというようなところが、まだ全然やっぱり明確でないというところがありますので、そこがやっぱり私たちは疑心暗鬼にならざるを得ない、現状としてはです。そこをやっぱり御理解いただきたいなと思います。

○平本委員長 ありがとうございます。

今の多重課税の件、あるいは道との関係、道も宿泊税の導入をうたっておりますので、それについては、後段のほうの資料で少し御説明があるかというふうに思っております。そちらを踏まえた上で、もう一度御意見をいただければというふうに思います。

ほかにいかがでございましょうか。

○金川委員 このような資料は、我々何回も見せられているのです、定山溪の夢プランというやつを。それで、それは確かにもっともなことは書いてあるのですけれど、実現したものはほとんどない。だから、これも行政お得意のもっともプランを書いてあるだけでね、私はこれに反論するつもりは一切ありません。

問題なのは、これが具体的に現場において実行されるかどうかということなんです。実現されなければ、何も意味もない、幾ら美しいプランをつくっても。ここがいつも札幌市のネックなんです。きれいなプランをつくるのは簡単なんですけれども、人口減少だとか、長期滞在だとか、じゃあ長期滞在について、具体的に何をやるかという、ここが非常に難しいです。だから、この計画書も非常にきれいなんですけれども、私は現場レベルではクエスチョン、本当にできるのかなというような思いです。

○平本委員長 ありがとうございます。

本当にできるのかなと言われると、私も本当にできるかどうか分からないのですけれども、少なくとも過去のいきさつを私、必ずしも十分わかっていないのですが、そんなに札幌市は何もしてませんでしたか。

○金川委員 過去全くしない、ゼロとは言いません。でもほとんど、例えばこういうアクションプランみたいなものは、壮大なものは定山溪でも過去10年間、10億円とか20億円という単位の予算がついて、架空の予算ですけどね。事業規模予算がついて計画を練りました。結局ああだこうだ、すったもんだあって、何もできていません。10年間ああだこうだと騒いで。それは、私が観光協会のときですけども、その前もありました。その前も、1回だけあります、40年前に板垣市長のときに、何十億という予算を投じて、まちづくりが全部つくり直された。それ以後ほとんど何も、全くとは、ゼロとは言いませんけ

ど、ほとんど何もしなされていません。でも、プランだけは常にいつも出ていました。実行となると、非常に問題なんです。

○平本委員長 はい、わかりました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

座長といたしましては、前に話を進めなくてはいけない立場なんですけれども、どういたしましょうかね。絵に描いた餅じゃないかという御指摘だと思うのですけれども、私は観光以外に札幌市のいろいろな審議会の委員をやったり、あるいは審査委員をやったりして、札幌市の施策、とりわけ経済関係のほうをこれまで割と一生懸命見てきたほうだと思うのです。その経験からは、そんなに言うほど絵に描いた餅じゃないと思っておりまして、定山溪のことだけが絵に描いた餅だとすると、それはちょっと問題なんですけれども、金川委員がおっしゃるほど、きれいなプランができるけど、それが全然実現されないということはないように、私自身この二十数年札幌に住んでおり関わってきておりまして、そうではないという認識をしているのですけれども、これは認識の違いなのかもしれません。

そもそもこういった形で行政が観光振興策を展開するというのは、これは札幌だけじゃなくて、日本のいろいろな都市でも行われていますし、世界に目を転じていろいろな国、あるいは州、あるいは市が観光振興をやって、成果を上げているところも現実にあると思うのですね。そういう意味では、金川委員がおっしゃるとおりで、プランをどう実現して現場におろすかというところが重要だという御指摘は、全くそのとおりだと思いますし、そこについては、まさに行政の力が問われるわけです。これをこういう形で検討会議に出していただいて、10年後になっていなかったのは、それはけしからん話だと思うのですよね。我々が行政をどこまで信じるかということと関わりがあると思うのですけれども、私としては、これまでの札幌市との関わりの中から、札幌市はある程度しっかりとやってくれるだろうというふうに思っています。その意味で、以前朝日新聞の取材に答えましたけれども、私個人的には、この宿泊税の導入には賛成の立場なのです。

できることであるならば、この検討会議としては、少なくともこういった観光振興策を今後推し進めていくに当たっては、新たな財源を確保することについては、大筋でこの検討会議としては、問題はないでしょうというような形で御意見をまとめることができばというふうに思っているのですけれども、そういう方向性で、まずはここまでのところをまとめることはお許しいただけますか、いかがでしょう。

特に金川さんと宮越さん、どうぞ。

○金川委員 私は札幌市全域のことを知らないのですが、先生のおっしゃることを特に疑いません。ただ、定山溪の施策についてはそういうことです。観光税を導入するかどうかについては、私は小池知事がマラソンを札幌市に移動をしたときに、合意はしないけど阻止はしない。賛成はしません、反対しています。だから、反対者がいたということは記録に残してください。全員一致ではない。

○平本委員長 はい。

○金川委員 それで、この宿泊税については、宮越さんが今言ったことですけれども、これ仮の話で、まだ税額が決まっていませんけれども、例えば新聞等に出ているね、北海道の200円。もしかして、札幌市も額は出ていませんけれども200円、それで入湯税。そうすると、個人のお客様が550円の負担になる。全てのお客様が、泊まったら550円負担するって納得を得られないですよ、実際具体的に。今150円だからいいかなというね、小銭程度のものでいいんですけれども、550円となると、私ちょっとメモに書きましたけれども、家族4人で泊まれば2,000円ちょっとです。

今、もちろんお金ある人もいて、1万5,000円とか2万円で泊まる方もいて、その方はもしかすると2,000円なんていうものは大したことないと思いきょうけれども、一般庶民の方は、7,000円、8,000円、1万円台で泊まる方も結構います。その人が2,000円負担するということは、これはもうかなりな負担になるし、消費の減退につながっているのが私の大きな問題点です。

○平本委員長 はい、わかりました。

ほかに、宮越委員は御意見ございますか、どうぞ。

○宮越委員 左に同じです。ただ、私たちが強く申し上げたいのは、現存として今入湯税という税金をお客様から頂戴をして、それを納めさせていただいている。その使われ方がよくわからないから、ということで根源がやっぱりある事実なんですね。だからこういうプランを出していただくのも全然問題ないですし、これがなかったら審議のしようもありませんし、じゃあ使われ方もわかりません。先ほど大島委員がおっしゃっていたように、大変すばらしいアイデアを出していただいたと思うのですが、ああいったことも含めて、ただそれが本当にこの宿泊税なり入湯税、わかりませんが、そういった中からきちんと使われていて、それがこういう形で使われましたということが、後々きちんとシステマチックでも何でもいいんですけれども、開示できますかねというところがやっぱり一番大きい問題だと思うのです。そこについて、いまだ何らかの形で、これは定山溪のほかの経営者の方々もおっしゃっている話でありますけれども、やっぱり入湯税ということに対しての、根深いと言ったら語弊ありますけれども、やっぱり根深い不信感といいますか、そういったのがやっぱりあるのです。だからそれをきちっと払拭していただかない限り、税対策がどう進んでいくかわかりませんが、何も言わなかったのかというようなことの方で言うと、やっぱりそういったところもよくよく振り返っていただいて、こなしていただいて、新たな税に発展させていくんだということをぜひ捉えていただければなというふうに思います。

○平本委員長 ありがとうございます。

今の宮越委員のご発言は、とても重要かつ前向きだと思います。と申しますのは、入湯税の件は後で少し御説明あるかもしれませんが、その前回のこの検討会議で私申し上げましたけれども、やはり仮に宿泊税を導入するのであるならば、それがどのように使

われて、どういう成果に結びついたのかという検証を含めて、これは行政の責任なんですよ。それをせずに、取りやすいところから税金取って、何かわけのわからないところに使うということはいけないわけで、それは市民の我々がチェックしなければいけないことであると同時に、行政の真価が問われるところなので、これはもう事務局に強く、私個人としても申し上げたいところでした、宮越委員がおっしゃったことは、私も全くその点について同感でございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

もしよろしければ、そういたしますと、冒頭の池田委員、大島委員、そして金川委員、それから宮越委員、あとは石黒副委員長の御発言等を踏まえた上で、新たな財源の導入に関して、反対意見もあるけれども、検討会議としての大きな方向性としては、まずは財源を確保するという方向性については賛成多数というようなことで、まずはここでまとめさせていただいてよろしいですか。

どうもありがとうございます。

それでは、そのような形で、導入をするに当たりまして、これは前回のこの検討会議で事務局から説明いただきましたけれども、新たな財源を確保するときいろいろな方法がある。例えば、入域税という方法もあるし、あるいは用途に応じて取るというようなこともあります。札幌市の場合には、宿泊税という方向性は、公平かつ受益者負担という観点からも、一番適切な方法なんではなかろうかということが示されておりました。ですので、これを踏まえまして、新たな財源を確保する場合にどのような方法があるかということについての御説明を事務局より資料に基づいてお願いしたいと思います。その後で、また御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（和田） それでは、事務局より、資料2に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

新たな財源のあり方についてというタイトルですが、1枚おめくりいただきまして、こちらのほう、法定外目的税の検討に当たってというタイトルですが、観光振興等に関する財源の比較ということで、前回の会議で提供させていただいた資料でございます。それぞれの事例のメリット・デメリットを整理したのですが、今委員長からお話のあったとおり、いろいろな税が書かれておりまして、遊漁税から始まり、利用に対する課税ですとか、入域に対する課税、宿泊税、入湯税等々といったものをお示しさせていただいたところでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。先ほど委員長のほうからもお話しありましたが、いろいろなところで宿泊税を前提とした課題ですとか、それから配慮すべき事柄といった発言が多いということで、そういった事柄を念頭に、宿泊税について、もう少し課題等を整理した資料が3ページ目以降でございます。

3ページをご覧ください。まずは法定外目的税の検討に当たっての留意事項というところがございます。御案内のとおり、法定外目的税の新設に当たりましては、あらか

じめ総務大臣に協議いたしまして、その同意を得なければならないというふうに地方税法で定められております。こういった場合に同意が得られないのかということところが、下の囲みに書いてございますが、黄色の部分見ていただきまして、(1)から(3)でございます。

まず、(1)ですが、国税または他の地方税の課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となることがあっては同意しませんよという意味でございますけれども、2重課税の問題が、この部分かなと思っております。そういった場合に、住民の担税力、税負担の能力、納税者の受益の程度、そういったことを判断して、住民、納税者の負担が著しく過重とならないような配慮が必要ですよというところでございます。

(2)につきましては、地方団体間における物流に重大な障害を与えることということで、その下には事例が書いてありますが、例えば外国の関税的なもの、そういうようなものをつくると地域間の物流に影響が出るということで、それもだめだよと言われております。

(3)につきましては、国の経済政策に照らして適当でないことということがございますが、これにつきましては宿泊税を前提とした場合、もう既に導入のところがあるので、ここは該当しないのかなと思っております。

続きまして、4ページ目でございます。こちらのほうも国がお示ししている留意事項についてでございますが、下のところでまとめてございますので、一番下の段をご覧くださいなのですが、左上から、目的、対象等から見て、税を手段とすることがふさわしいものであるほか、税以外により適切な手段がないのかということに配慮する必要がある。あるいは、右側に移りまして、税収入を必要とする財政需要があるのか、左下に行きまして、税収入を確保できる税源があるのか、あるいは右下、公平・中立・簡素など、税の原則に反していない、こういったところに、税の制度設計をする上で配慮しなければならないということでございます。

具体的な税の制度設計につきましては、5ページ目以降で論点整理しております。

タイトル、新しい財源として宿泊税を想定した場合の論点整理というところでございますが、まずは導入しているところ、または導入に当たって条例を制定したところ、そういったほかの自治体の事例を一覧に出しているものでございます。横軸が自治体名、東京とか福岡市まで書いてございまして、縦軸が制度設計上論点となる項目、例えばですが、上から課税客体、何に対して課税するのか、納税義務者、誰に対して課税するのか、それから税率、幾ら課税するのか、それから免税点をつくるのか、あるいは徴収方法をどうするのかといったところを一覧で整理したものでございます。

個別の項目につきましては、次のページ以降で詳細にお示ししておりますので、まずは6ページをご覧ください。

先ほどの項目のうち、課税客体、納税義務者、徴収方法についてでございますけれども、表の下、真ん中ぐらいをご覧くださいなのですが、まずは課税客体、これについて

の主な論点といたしましては、民泊を該当するかどうか、宿泊行為とするかどうかというところがございますが、東京都を除く宿泊制度導入自治体においては、全て民泊も宿泊税の対象にしているというところがございます。

参考というところで、他都市の制度設計に当たっての考え方を御紹介しておりますが、例えば今のところ言うと、京都市では同じ宿泊行為、民泊もホテル・旅館も同じ宿泊行為であるのに対して、課税対象となる施設と、そうでない施設が生じるのは公平性に欠けるというふうな判断をしているというものでございます。

続きまして、下に行きまして徴収方法でございますが、特別徴収と特別徴収義務者ということで、全ての宿泊税の導入自治体において、特別徴収というのを実施しております、特別徴収義務者は宿泊事業者等になっているというところがございます。

それから、続きまして7ページをご覧ください。こちらのほうは、今回の大きなテーマになると思いますが、税率とか免税点ということで、ここは非常に各都市バラエティーに富んでいるところがございます。

詳細は次のページ、8ページをご覧いただきたいのですが、まずは税率の設定ということで、今3つ事例を御紹介していますが、1つは宿泊料金の区分ごとに税額を設定する方法、これが多数です。それから、倶知安町のように、宿泊料金の一定の割合を乗じる方法、いわゆる定率法。それから、福岡県のように一律定額にしているところ。宿泊料金の多寡に問わず、一定の金額を課しているところ。いろいろと分かれているところがございます。

それから、9ページに移りまして、こちらは免税点の区分でございます。施行事例におきましては、東京都と大阪市で免税点を設けておりまして、そのほかは設けていないというところがございます。

論点といたしまして、まず大阪府の考え方ですが、矢印の2つ目になりますけれども、大阪府は設定しているところなんです、府内のホテルの平均的な1人1泊の宿泊料金、概ね1万円であると。この金額を上回る宿泊料金を支払う宿泊者については、一定の担税力があるということで、1万円以上の方に対して課税している。逆に言えば、1万円以下は免除しているというものでございます。

それから、1番下の矢印、これは設定していない福岡市のパターンですけれども、宿泊者は行政サービスを一定程度平等に享受しているので、課税の公平性の観点で踏まえ、あるいは広く負担を求めるといったことが望ましいので、免税点は設定していないという整理をしているようでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。また、項目変わります、課税免除というところ。こちらのほうは、具体的な事例として修学旅行生の取り扱いということで、先行事例は京都市と倶知安町が修学旅行生を課税免除しているというところがございます。

京都市の見解がありますが、最初の矢印のところ、課税の公平性や宿泊事業者の事務負担等も考慮し、検討する必要がある。免税をつくといろいろと事務的な負担になるとい

うことかと思いますが、その一方で、2つ目の矢印になりますが、将来のリピーターの獲得につながる機会に修学旅行はあるですか、下の倶知安町の事例ですが、教育活動の一環であり、公益性があるという整理の中で、免税、課税免除しているという整理がされているところがございます。

続きまして、11 ページをご覧ください。先ほど来お話の出ている入湯税について整理した資料でございます。御案内のとおり、入湯税につきましては、地方税法、あるいは札幌市の市税条例で位置づけられているものでございまして、下のオレンジ色の囲みは、札幌市の制度を書いてあるものでございます。課税客体といたしましては、鉱泉浴場における入湯行為に課税ということで、入湯客に対して課税しているというものでございます。

使途としては、これは法律で決まっております、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備、あるいは観光施設の整備を含む観光振興、こういったところに使いますよということでございます。税率といたしましては、札幌市の場合、宿泊客が1人1日150円、日帰りが1人1日100円ということでございまして、課税免除として、12歳未満の者、先ほどありました修学旅行も免除しているというところがございます。

ちなみに、税率につきましては、右側の点線の囲みをご覧くださいなのですが、下の参考、税率採用状況というところがございます。150円が標準税率となっております、ここが札幌市の採用しているところではありますが、その自治体の条例に基づきまして、上げることも下げることもできるというところがございます。

ちなみに、500円とちょっと大きな金額を取っている別府市ですが、これは全てが500円ではなくて、かなり細かく金額が設定されていまして、本当に高額、数万円以上のお客様とかが500円になっているというようなところがございます。

続きまして、12 ページをご覧ください。こちら入湯税、札幌市における規模感というところがございますが、札幌市調定額は4億円規模となっております、下のほうには、入湯税の使途状況の推移ということで、先ほど、法に定められている区分に応じまして幾らぐらい使途と、範囲としているところを示しているものでございます。

最後、資料13 ページになりますが、こちらのほう、また資料変わりました、仮に宿泊税を課した場合の札幌市における税收規模、シミュレーションの資料でございます。仮定といたしまして、札幌市の延べ宿泊者数、2018年度で約1,300万人いたのですが、これをもとに、この数でほかの自治体のルールで課税した場合にどうなるかという資料でございます。具体的には、例えばですが、下の表の左側、東京都の税率で札幌の税收を計算した場合、こちらのほうは免税点1万円と設定しており、大体約4億6,000万の税收に札幌市はなるという試算でございます。概算です。

それから、右側に移りまして、大阪府の税率では、免税点をやや下げますと税收も当然上がってきまして、8億8,000万というところがございます。

一方、3列目、金沢市、福岡市内の税率の場合は、免税点を設定しておりませんので、

税収が28億5,000万というふうになるとうるところでございます。

ちなみに、下の米印で書いておりますが、このシミュレーションにつきましては、あくまでも仮定でございます。採用している宿泊料金、それから価格帯の宿泊者数は、OTAサイトからの情報に基づいて調査したものでございますので、あくまでもこの税収金額は参考ということで位置づけていただければと思います。

資料の説明は、以上でございます。

○平本委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に基づきまして、委員の皆様から御意見いただきたいのですが、少し論点が幾つかあると思いますので、まず最初に6ページをお開きください。この6ページの課税対象、納税義務者、徴収方法のところにつきまして、自治体によって扱いが違ふのは、民泊への課税をするかどうかということだと思ふのですが、このあたりについての御意見をいただければと思います。

どうぞ、米澤委員。

○米澤委員 まずは、東京都の場合を考えますと、東京都が宿泊税を導入した時期がかなり早く、実際には民泊の制度がなかった時期に制度設計しておりますので、これは除外ということは伺っておりました。ただ、今実際に東京都のほうでも、やはり民泊の数がかなり増えてきて、ここをどうするんだという検討はしているというふうには情報は得ておりません。

札幌においても、他都市の審議会の内容を見ますと、やはり受益者負担という考え方でいけば、民泊、住宅宿泊事業法の対象者であろうと、旅館業法の対象者であろうと、同じ泊まるという行為に変わりはないので、やはり札幌でも民泊に関しても同じように義務者にすべきだというふうには私も考えます。

○平本委員長 どうもありがとうございました。公平性の観点からも、民泊も含めるべきだという御意見でした。

ほかに何か御意見。どうぞ、金川委員。

○金川委員 私の考え方がどんどん無視されていってしまうのですが、これが公聴会というものなんでしょうが、それはそれとして、民泊の問題もさることながら、一番札幌市が大きいのは、ホテルと旅館の違いですね。ホテルというのは宿泊代だけです。旅館というのは、食事も含まれた価格。ですから、例えば同じ2万円といっても、ホテルの2万円ってかなり高価な宿泊代だと思ふのですよ。旅館で2万円、食事代が1万円ぐらい入っていますから、1万円なんです、実際はね。だから、この辺のホテルと旅館の区分はちゃんとしていただきたいなと。民泊はもちろん宿泊業ですから当然ですけども、ホテルと旅館の違いはちゃんとしていただきたいなというふうには思ふ。

○平本委員長 はい、ありがとうございました。

まずは、民泊については、課税対象とすること。それから、食事代を含んでいる旅館と、それからいわゆる素泊まりだけのホテルとでは、同じ料金でも違ふのではないかとい

う御意見、それは多分重要なポイントだと思います。ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

どうぞ、池田委員。

○池田委員 ここは、一番丁寧な議論が必要なところだというふうに思います。これは事業者から見ても、あるいは受益者から見ても、理解ができるというところがぜひ必要なかなと思うのですけれども、ぜひこの委員会の中で、お願いになるのですけれども、今日の観光振興の取組、大きい考え方の資料、そしてこの2部のほうが、どちらからという技術論ですね。その中間になるところというのが一番納得、あるいは理解のところに必要なものなのかなと。先ほども、大きい意味での札幌市の財政運営、その中で選択と集中、メリハリをつけた、そういったことの大きな事業が今日出されたわけですが、それをもう少し具体的な事業者であり、私も、例えば札幌市内ホテル連絡協議会といいますと28のホテルからなる組織でありますので、その経営に携わる皆さん方にも、きちんとしたやっぱり理解と得心を得て進めていくために、一手間と言うと変な表現なんですけれども、ここが全体の理解を得られるかどうかということが、次の議論に進めるに当たっては大変重要なところなのかなと思いますので、一言お願いしたいというふうに思います。

○平本委員長 ありがとうございます。それも重要な御指摘かと思います。どういうふうにしたらいいですか。要は、大きいところのニーズ論との間の中間の部分をもう少し丁寧に理解しなければいけないところですよ。

○池田委員 そうですね。足りない財源をどういうふうに、やっぱり必要なんだということの理解が必要なところだと思いますし、例えば札幌市でも、例えばよく引き合いに出される福岡についても、例えば複数のコンベンションセンターがあることによって、常に何かが行われている。1つの会場が使われている間、ほかのところでは設営があって、イベントが終わると同時に次がある。それを充実しないといけない。そういったことで、常に平準化してお客様が来られている。こういったことのためには、こういった装置が必要でしょうから、具体論というのはかなり示されたものの中で、さらにこれから議論が進んでいくところですが、その手前にある大きなところというのが、やっぱり背景の理解がやっぱり1番大事なところだと思いますので、余り細かいものである必要はないと思うのですけれども、大きなフレームでの示しがあればなというふうに思いました。

○平本委員長 ありがとうございます。要は、初めに宿泊税ありき、ましてや観光税ありきという議論に見えてしまうのは非常によろしくないもので、前提として何が、どうしてこれが必要なのかということがきちんと見えるような形でという御指摘だと思います。それはおっしゃるとおりだと思いますので、これは事務局側に、そういう形での御説明といたしましょうか、それをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ほかに、この6ページに関わるところで御意見ございますでしょうか。

○石黒副委員長 今は民泊ということになっておりますけれども、10年前、あるいは20年前は、民泊は想定できなかったのと同じように、今後この宿泊の形態というのは多様化

していくことというのは容易に想定できますし、欧米各国でもそういったものに対する対応というのは後手後手になっているのもありますので、基本的に今の段階でこういう例外をつくるべきではないというふうに思います。あくまでも宿泊というもの、あるいはそれに伴って、大きな意味での地域が負担しなければいけない資源、あるいはコストに対する負担を求めるところを外すべきでないのかなというふうに思います。

○平本委員長 どうもありがとうございました。例外は認めないほうがいいという御意見でございます。

ほかに、どうぞ宮越委員。

○宮越委員 今回の御意見に沿うような形になるかもしれませんが、万が一これが実際行うとなった場合には、制度設計そのものを相当慎重にやるべきだろうというふうに思います。というのは、私の感覚値かもしれませんが、大阪府で平成 29 年から宿泊税がスタートして、わずか1年足らずで免税点を引き上げたのです。当初1万円だったのを、今7,000円という状態になった。これ、どんな理由があつてそうなったか、もしくは当初からそうだったのかというのはわかりませんが、あくまでも増税ですから、そういったことが絶対とは言いませんけれども、少なくとも新たなこういうことが起きたので増税しますよというところの論点が出てこない限りは、むやみやたらと1年そこらでアップする、もしくは免税点が変わるというようなことがあつてはいけないものだと思います。その辺のベースになる議論をきちんとやっていただきたいなというふうに思います。

○平本委員長 どうもありがとうございます。安易な増税というのがよろしくないのはそのとおりですし、先ほど池田委員がおっしゃったこととも、今の宮越委員の御意見は重なる部分が多々あるかと思っておりますので、そういったこと、ちょっとこれは事務局側にお願いをしたいと思います。

ほかに、この6ページに関する議論で何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、まず民泊も含めた、こういったその宿泊全般に課税をするべきだというようなことについては、ほぼ皆様の御意見がそろったのではないかと。

それから、今幾つか御意見が出ましたけれども、細かい部分について、少し目配りが必要だということで御意見頂戴しました。

それでは、次に1枚めくっていただきまして7ページ、大きく分けまして税率、免税点、税率に関しても定額で取るのか、定率で徴収するのかという2つの考え方があるのですけれども、これについての御意見をいただきたいと思っております。

御意見いただくに当たりまして、まず観光学の御専門である石黒先生に、このあたりについての簡単なまとめをしていただいております。それをミニ講義というのでよろしいのでしょうか、石黒先生からお話しいただいた上で、それも踏まえまして御意見をいただければと思います。

石黒先生、お願いいたします。

今資料を配付しておりますので。

○石黒副委員長 それでは、僭越ですけれども、ちょっと私から根本的な考え方というか、論点をお示しできればなというふうに思っております。

まず、この宿泊税、あるいは観光税ですけれども、基本的には目的税ということで、当然のことながら目的の一致と。具体的には、その札幌市として税を取っていくということと、その目的である今後の観光振興策、今日前半にありましたけれども、それを目的として一致していかなければいけないということです。具体的には、質向上への転換というところ、あるいは先ほど池田委員からも御発言ありましたけれども、政策の土台になるような基本的な理解、ここと一致をしたような合理性のある制度にしなければいけないということが一つと。

それから、あと大きいですけれども、基本的にはやはり行政部門としては、税収をできるだけ拡大したいという動機が働きますし、民間事業者の皆様におかれましては、基本的には収益を上げて再投資をしていく投資と。このあたりに齟齬が出てきますと、やはり政策、あるいは民間の事業者の方のビジネスがうまく機能しない。税収拡大と札幌市全体の経済の振興というものが同時に機能しなければいけないと。このあたりが、考えていかなければいけないところかなと思います。

具体的に言いますと、定額というのは、基本的には旅行者1人当たりに対して定額を課していきますので、基本的には1人より2人、2人より10人、10人より50人がいいということになってくるかと思えます。少し乱暴な言い方をしますと、そのお客さんがどんな宿泊施設に泊まろうと、幾ら宿泊費を払おうと、基本的には1人来てくれるということが大事、という議論になってくると。

一方で、定率というのは、基本的にはその宿泊の対価、価格に対して率を掛けていきますので、例えば1泊5,000円のお客さんと1万円のお客さんでは、1万円のお客さんのほうが納める税金が大きくなると。あるいは、今道内でも幾つかリゾート、あるいは札幌市内でも高価格帯のホテルの話というのは出てきておりますけれども、例えば1泊10万円とか、それを超えてくるようなところになれば、100円、200円ということではなくて、それに定率を掛けていくようなものになっていくということかと思えます。

下に、定率・定額の特徴の比較というのを書かせていただきました。いろいろな論点があるのですけれども、主に消費者の心理的負担としましては、定額については、低価格となるほど負担感が増えていくと。例えば、仮の話ですけれども、200円とした場合、1万円の方が払う200円の税金と、当然ですけれども、例えば4,000円のホテルに泊まったときの200円というのは、これは負担感が変わっていますと。ですので、先ほど免税点の話も出ましたけれども、こういったことを導入、定額でしますと、実は議論がどんどんどんどん進んでいって、結局消費者への負担感への配慮ということで、免税点を入れざるを得なくなるというのが国外の事例です。つまり、民泊をはじめ、安い価格に対して、同じ金

額を入れていくのはおかしいじゃないかというような議論が出てきて、結果的に免税点を入れざるを得なくなるということですね。

一方で、定率については、総額に対する総体的な負担感ですとか、あるいはその金額を払っていらっしゃるということをもって、担税力に基づく公平感というのは担保されるどころです。一方で、消費税率ですとか、先ほどありました入湯税との比較で、この宿泊税あるいは観光税というものが極端に割高にならないように留意しなければいけないということです。

それから、免税点は先ほど申し上げたとおり、定額の場合は原則的には導入する、あるいはせざるを得ない状況になっていってしまうと。定率の場合は、基本的には免税点を原則導入せずとも制度設計が可能ということです。

それから、税収拡大に向けた戦略、これは民間事業者様と、要は行政の視点ですけれども、誘致施策の結果としての量的拡大ですね。入り込み客数、あるいは旅行者数の増加が政策目標になっていくと。ですので、お客様が基本的には増えていくという前提で政策を多くの場合、つくりますので、それをもって安定的な税収拡大というロジックが成り立ちますと。

一方で、定率の場合は、札幌市内の資源の開発ですとか、あるいはいろいろな意味での機能の充実、滞在拠点であったりとか二次交通、こういったものをできるだけ増やしてあげて、旅行者の支出の機会を増やす、あるいは1回の支出金額を増やしてあげることで質的向上を目指していくと。ですので、私自身は今の現状、あるいは札幌市の政策に照らし合わせますと、定率のほうが親和性が高いのではないかとこのように思っています。

親和性の高いデスティネーションというふうに書きましたけれども、定額の場合というのは、宿泊施設間のサービスレベルの差が小さい、つまり安い宿、高い宿という幅が余らないところですね。あるいは、それぞれが明確な格付け、欧米ですと五つ星とか三つ星というのございますが、それぞれに基づいたコスト感というのが明確な場合は、ある程度納得性は得られると。逆に申しますと、そうでないと同じレベルの宿泊施設でも金額が違っていると、だけれども税金は一緒というのは、不公平感が出てきてしまうと。そういう部分については、定率のほうが適していると。時期による価格変動、あるいは宿泊施設間のサービスレベルに幅がある場合は、右側ですけれども、定率のほうが相性がいいということです。

特徴は、かなり重複しますので、一文だけ御紹介しますが、定額制ですね。一律200円とかという場合には、旅行者数、数と税収が連動する。そのため、そこに対して投資をするというよりは、ある程度自動的にお客様が来るような広域観光の拠点ですとか、あるいは交通のハブとかいうようなところで導入される事例が多いということです。ただ、内外のいろいろな政治問題ですとか経済の問題で、お客さんがたっと落ちてきたときに、価格に対しててこ入れできない、あくまでお客さんの数を増やすしか、税収をアッ

プしていく方法というのがないので、総じて税収を回復させるためのコストが大きくなるということです。いろいろなキャンペーンを打たれたりですとかということのみずからしないと税収の安定化が実現できないと。

一方で、定率については、市場価格が税収と連動するというので、差別化戦略をとれるということですね。ですので、市内に対して行政、民間双方である程度投資をしていってあげて、札幌市というものを高付加価値化してあげると、おのずと税収もふえると。それに基づいてさらに再投資すると、民間事業者さんの利益にもつながるといようなロジックができていくということです。

国内外の事例については、新聞含めていろいろ最近出ていますのであれですが、定率ですと、北米なんかは 10% 超えてくるところもかなり多くあります。世界の趨勢としては、取ることが前提になっていて、それをむしろどうやって効果的に使うか、あるいは効果的に使っていくための制度設計をどれだけ緻密にできるかというようなことが論点になっているということかというふうに思います。

私としては、今の現状、あるいは先ほど説明がありました札幌市の今後の、今というよりは今後の戦略を描く上では、定率のほうが相性がいいんじゃないかというふうに思っているところです。

○平本委員長 どうもありがとうございました。

定額か定率かということについての基本的な考え方と、あとは石黒先生の御意見としては、定率のほうが札幌市の観光振興戦略にはフィットするのではなかろうかと、そういうお話でございました。

ただいまの御説明を踏まえまして、何か御意見はございますでしょうか。

金川さん、米澤さんの順でお願いいたします。

○金川委員 私ね、石黒先生にお伺いしたいのですけれども、宿泊だけのホテルと、食事を含んだ旅館と同じ、額にしても率にしても同じでいいのかどうか、この辺はどういうふうに思う。ホテルでも当然食事はするわけですね、泊まって、しない方もいるでしょうけれども、そこに税金はかかる。でも、旅館では食事がついているのでかかってしまう。このところ石黒先生に、これは矛盾点ないのかあるのかお伺いしたい。

それからもう 1 つは、北海道でもやっているわけですよ、宿泊税。それで札幌市でも、こんなところは全国ないわけですよ。例えば、大阪府がかけて、大阪市もかけるということはないわけです。それから、京都府がかけて、京都市がかけるということはないわけです。それから、石川県がかけて、金沢市がかけるということはないわけです。倶知安はこれから問題になってくる。

福岡の例は、先生はどう見るのか。要するに、消費者に過剰に負担になって、先ほど 1 章のところに出てきましたけれども、消費者の過重に負担とならないこと。多分、これどう見ても 200 円前後がね、高額の場合は別として、200 円前後が平均的金額だと思うのですけれども、北海道の場合、このままでいってしまうと、さっき言ったように 200 円、

200 円、150 円、550 円。これは高額でないのかどうか、この辺を石黒先生はどうお考えか、3つのポイントでちょっとお伺いしたいと思います。

○平本委員長 石黒先生、簡単で結構ですのでよろしいでしょうか。

○石黒副委員長 まず1つ目は、先ほども出ましたけれども、大きなポイントでして、これは基本的には、宿泊費を切り分けるということになると思います。つまり、食事の見合い分と宿泊に対する単価を分けると。当然事業者さんとしては、それを表に出せないというのが実情かと思しますので、その場合にはそれに最も近い形で一定の規則、ルールをつくって、こういうものに対しては、何%を食事として見合い換算して出すというふうにせざるを得ないかと思えます。これは実はほかの税制でも、基本的には細かく事業者さんとして出せないものは、ルールに則ってこういうふうに運用していくということはよくあることなので、もし仮にそういうことになれば、そういうことになるかなと。

二重課税の問題はおっしゃるとおりで、消費者からは理解がなかなか得づらいところと、それはむしろ、いろいろな資料にもありましたけれども、道庁さんとの制度設計のことを密にしていって、どっちが先とか、倍々という話ではなくて、一律で1つということが理想的だというふうに思えますし、個人的にはそうしなければいけないんじゃないかというふうに強く思います。

それから、200 円、200 円の 150 円、過重ではないかというお話でしたけれども、これは単純に倍々になる話ではなく、総額でいくらになるかによると思うのですね。先ほど、家族連れのお話がありましたけれども、単純に1人当たりの宿泊費を3倍、4倍にする訳ではない。あくまで3人、4人一組の顧客に対して総額でいくら宿泊料をとるのかという議論をしないと、負担感だけをあおることになってしまう。もちろん消費税、入湯税含めていろいろな税金がかかってくるというところを踏まえて、この制度設計していく必要はあると思えますけれども、やはり金額を下げていくと、それだけ税の相対的な負担感どうしても高まらざるを得ないので、そういう意味でも、私はむしろ定率にすることで、その辺を多少抑制できるんじゃないかというふうに考えています。

○平本委員長 どうもありがとうございます。

それでは、米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 先生から定率制のお話は十分承れるのですが、まずは集めるほうの立場から言わせていただいて、まずインクルードされる可能性がかなり高い、特に定率制になると、例えば1万円ぽっきりで、その中の何%分が、なおかつ今度は宿泊税になるよ。我々の業界としては、まずそこは避けたいことである。要は、実際にお客様から徴税すべきものを、ホテルが代わりに負担するということは、まず一番最初に、申し訳ないのですが、この先生の論点の以前に、まず考えていかなければならない話で、例えば東京のように、事前にホテルの分の精算は終わります。これはあと100円ください、現金で100円ください、これが宿泊税ですよというのが当初のスタイルでした。要は、それはホテル側に負担させないようにということでの都の配慮、事前のお約束だったとは思いますが、や

やはりそういう部分を精一杯考えていただかないと、特に我々の業界、エージェント様との交渉の中でも、ネットエージェントでも、どちらかという税込みという表記が多いことがあります。その中で、定率制の場合ですとなかなか、例えば7,500円です。そこで精算が終わっているのですけれども、はい、宿泊税がそのほかに2%、これは現金でください。またそこで計算するわけです。それが、もう一つは、例えば今度は北海道との兼ね合いで、例えば金川会長のほうから200円、200円というお話にはなっていたのですが、それはちょっとあり得ない。実際には、200円のうちの取り分の分けだとは思っているのですが、例えば道で50円ですと、札幌市が2%ですと、その計算をそのお客さんのチェックアウトごとに全部しなければならぬわけです。ましてや、申し訳ないのですが、やはり北海道の場合はシーズナリティー、それからイベント日で、同じ2泊でも料金は変わることがあるのです。土曜日、日曜日に泊まりました。土曜日は1万円です。日曜日は6,000円ですといったときに、じゃあ定率だと、そのたびに税額が変わり、プラス道の分がプラスされ、それを逐次お客様に説明をしなければならぬというのはですね、余りにも非現実的な話で、やはりそういう部分で考えると、定額制でやっているという話の中には、一定程度の合理性、特に集めるときのお客さんへの説明と手間を考えると、現実問題として、定率制というのはかなりハードルが高い部分もあるのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○平本委員長 はい、どうもありがとうございます。徴収の立場からすると、定率制はハードルが高いのではないかという御意見でございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ、金川委員。

○金川委員 何回も申し訳ないのですけれども、この問題、北海道と連動しているので、札幌市と道と協議して、今米澤さんも言ったように、片方は定額、片方は定率なんていうね、わかりにくい制度、あるいは多重にかかっている、こういうものはもうぜひ札幌市は道と協議していただきたい。そうしないととんでもない、ほかのところはせいぜい200円ですよ、平均。このままでいくと、定額の部分がなくなっちゃって400円になってしまう。だから200円をどう分配するかという議論を、例えばですよ、定額だったら、そういう議論を道と積極的に指導をもってしていただきたいと思います。

○平本委員長 ありがとうございます。

先ほどの資料にもありましたが、総務省としては、道と市とか、県と市の間で協議がないと、そもそもこういう税制の導入は認められないというようなことだと思います。その協議は確実にされることだと思います。ただ、その定額と定率と両方が存在するような形がいいかどうかということについては、御意見が今幾つか出たということで承知いたしました。

ほかにはいかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ、金川委員。

○**金川委員** もう1回繰り返しますけれども、都市ホテルの単純宿泊と、1泊2食の旅館というものの考え方は、整理していただきたいなというふうに思います。

○**平本委員長** それは先ほどの石黒先生も少しお話しされましたけれども、基本的に定率でやっているところは、そういう考え方をしていくということですね。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、次に10ページめくっていただきまして、10ページのところは、いわゆる課税の免税をどうするかという問題であります。ここで主に論点となっておりますのは、修学旅行生の取り扱いということでありまして、先ほどの御説明、修学旅行は教育的な観点、それから将来のリピーターになってくれるというような観点から、免税にしているところが多いということでもありますけれども、これについての御意見をいただけますでしょうか。

○**金川委員** 修学旅行生は、現状でも入湯税は無料なんですよね。ですから、同じような考え方で、よろしいのではないかというふうに思います。修学旅行とか、そういう学生の研修旅行に関したものは免除という形は、私は当然だと思います。大体料金が安いですからね、ほかのお客様より。

○**平本委員長** どうもありがとうございました。

修学旅行生、研修旅行等については、免税が妥当ではないかという御意見です。

ほかには何か御意見ございますか。

○**石黒副委員長** 私も課税免除でいていのかなと思いますが、そのロジックとしては、やはり本来は取るべきだけれども、札幌の観光振興の将来性を考えると、ここに京都の考え方ありますけれども、将来的なりピーターとか、教育効果ということに対して費用対効果と申しますか、そういうことも踏まえて、取らないというロジックのほうが制度としてはいいのかなというふうふうに思います。

○**平本委員長** どうもありがとうございます。免税とするが、そのロジックとしては、本来は課税対象であるべきだけれども、費用対効果を考えて、まさに将来の理解者、リピーターになってもらえる可能性が高いという意味で免税にすることに一定の合理性はある、そういう御意見でございました。

ほかにございますでしょうか。

そういたしますと、これについては大体皆様の御意見としては、修学旅行等については、免税でもよからうということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

続きまして、11ページ、先ほど来時々議論になっています入湯税でございますけれども、この入湯税についても御意見をいただきたいと思いますので、御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、金川委員。

○**金川委員** これ入湯税を払っているのは定山溪だけなので、ほかの方は余り認識がないと思いますけれども、先ほど言った多重課税と連動しているのですね。ちょっと名前を忘れましたけれども、福岡かどこか温泉地、どこか名前忘れましたけれども、入湯税を標準額、国では標準額として述べているだけで、幾ら取りなさいとは言っていない。どこかの、ちょっと場所の名前を忘れましたけれども、温泉地では、この多重課税の問題を避けるために、入湯税を 50 円に引き下げているのですね。だから札幌市も、道税、市税、入湯税と合わせて幾らと、それを案分するというふうにしなないと、お客様が過重な負担になって、いろいろな問題が起きるとのことだと思いますが、この辺ぜひ調整していただきたいなということ。

○**平本委員長** ありがとうございます。過重な負担にならないようにというのは、総務省の指針でもそのようなことが書かれています。調整が必要だというご指摘は全くそのとおりだと思いますので、これは事務局のタスクかなというふうに思います。

ほかに御意見ございますか。

特に、既存の入湯税と、それから今後新設される宿泊税との関係についての考え方について、もし何か御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

入湯税と、それから宿泊税というのは、それぞれ異なる目的の税で、法律上の根拠も少し違っているのですね。それを全部まとめて幾らにするというようなことが、法理論的に正しいかどうかというようなことについては検討が必要かと思いますが、ただ過重な負担にならないようにという点は、十分に考慮されるべきだと私個人も考えております。

○**金川委員** 入湯税は、実質は泉源のほうと、大きく言えば地域社会の振興。ところが実態としては、入湯税は泉源のほうには、ここに札幌市の入湯税の支出項目がありますけれども、ゼロ円です。ですから、実際は使われていません。地域の振興、地域の振興と言っても、ごみ処理料だとか、創成スクエアだとか、動物園だとかといういろいろ訳のわからない使われ方がされていますが、ここが非常に不満なんです。ですからこれは観光税とほぼ同じだと思います。ただ、法律で取らないと決まらされているので、ゼロ円にはできないと思いますが、額は変更できると思いますので、インクルードして、例えば 300 円なら 300 円、そのうち 150 円が入湯税、50 円が道税、市税が 100 円とかね、そういうふうにして、私はもともとそうなるのですけれども、札幌市のホテルの負担と、定山溪の宿泊にかかる税額が同じになるようにしていただきたいなということ。

○**平本委員長** 御意見承りました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、入湯税については、とにかく重要なことは、過重な負担にならないような形で、この入湯税の扱いについては検討をするということで、取り扱いをするということで皆様の一応方向性が定まったのかなというふうに思います。

あと、幾つかの論点につきまして、個別に御意見を賜りましたけれども、全体を通しま

して、この新たな財源として、まずは札幌市の状況を考えると、遊漁税とか入域税というのはフィットとしないので、宿泊税が恐らく一番その税の根本的な精神である公平や簡素ということにもフィットするし、よかろうということ。

それから、定率か定額かということについては、異なる御意見があった。それぞれに合理性がある。それから、徴収者の立場を考えたときの、その煩雑性、複雑性を回避する必要があるというような御意見が出たかと思います。免税についても、修学旅行については免税が適当であろう。それから、入湯税については過重な負担にならないような配慮が必要だろうということで御意見をいただいたところではありますが、全体を通じて何か補足、あるいは新たな論点で御意見があればいただきたいと思うのですが。

落合委員から御発言をお願いいたします。

○落合オブザーバー オブザーバーですがよろしいですか。

いろいろ皆さんのお話聞いて、私も勉強になったのですが、まず何で宿泊税かということ、私なりの考えですが、北海道の税収は増やしていかなければ今後成り立たない。その非常に大きな役割を果たすのは、やっぱり宿泊の収入だと。それを増やすためには、各種整備が必要だということで、その整備のために宿泊税というロジックかなと。そこから、逆に最終的には、また宿泊が拡大して税収も上がるでしょうという考え方の中で、私も宿泊税は道のほうも少々絡んでおりますけれども、必要じゃないかという考え方です。

それと同時に考えなければいけないのは、徴収する皆さんの御負担、全国いろいろなところでは、税収額の 2.5%ぐらいということらしいのですけれども、私の個人的な考えですけれども、税を徴収したときに、徴収した皆さんには、私は 10%ぐらい出していいんじゃないかなと。それは、そのうちの 5%は、その地区の観光協会だとかのいろいろな部分、それから 5%は施設さんの周辺の整備だとかに使えるように、そのぐらいの御苦労さん代といいますか、返すことは必要じゃないかなというふうに思います。

それから先ほど、私も修学旅行を扱っていますから、これは札幌で修学旅行に宿泊税取ると、ますます競争、負けると思います。各地と比較して、誰も来なくなるんじゃないかという非常に危険性があります。

それから、定率・定額の件については、米澤さんからの話もありましたけれども、旅行者も大変面倒でございますので、入湯税だ何だかんだと結構面倒くさいですね。クーポン発行しているというのもありますから、これは完全に旅行会社の立場ですけれども、定額にしていきたい。

それから、同時に民泊についても、これは完全に課税しないと不公平感がありますし、それから金川委員がおっしゃられた、食事付きとルームチャージでどうなんだというのは、十分議論の余地があると思うのですけれども、被せるときに、どこかにバーを引っ張って、何かうまい方法がないかなというふうな感じはします。というのは、例えばそれが 5,000 円なのか 3,000 円なのかわかりませんが、そこまでは全部網をかけるのだったら例えば 100 円、そこから上は 200 円という形になると、少し平等感が出てくるん

じゃないかなという感じがします。皆さんのお話を聞いて、私はそんなことちょっと感じました。

○平本委員長 ありがとうございます。全体的には宿泊税に御賛成だということ。それから、今日論点として幾つか御議論いただきましたことについての、旅行代理店としてのお立場からの御意見を頂戴しました。ありがとうございます。

金川委員から、配付資料をいただいております。配付の指示するのを忘れておりまして申し訳ございません。御配付をお願いできますでしょうか。

金川委員、どうぞ。

○金川委員 もう議論がここまで進んでしまったので、私は出だしに本当は確認したかった。今ここではもう手遅れなことが多いのですが、でもこの実情を知っていただきたい。

今皆さん御存じ、韓国のお客様がほぼゼロでございます。非常に経営的にダメージ受けていて、うちの会社なんか、もしかしたら赤字になっちゃうかもしれない。そういう状態で、宿泊税というものは到底受け入れられないというのが実情です。やっぱり税率が上がってお客さまが増えれば、平本先生が長期的に効果が出ればそういうこと。これは長い年月がかかる、あったとしても。短期的には、非常に今経営状態が、多分市内のホテルも相当ダメージを受けているのでないかと思いますが、そのような状態では、ちょっと余裕を持って導入するにしても、考えていただきたいというふうに思います。

それから、これももう終わったことですが、市民にかかる税金ですので、事業者が払う税金ではないのでね、消費者が払う税金なので、消費者が十分理解できるような額と、また徴収方法、宣伝というか、広報というか、そういうものがないと、何でそれそうなるっちゃうのということになっちゃうと非常に困るかなというふうに思います。

それから、3番目に書いてあることは、多重課税はぜひやめてほしい。先ほどから何回も繰り返していますが、多重課税じゃなくて、ある一定額の消費者の負担にならないような一定額の中で、道と市と入湯税と案分してやっていただきたい。

それから、当然1泊2食についても、宿泊だけのホテルとの税のあり方については考えていただきたい。

あと定山溪に、入湯税も実際は源泉のほうに使うのであればね、こういうの定山溪が若干高くてもいいのですが、それゼロですので、ほぼ宿泊税と同じ観点で今入湯税が集められているので、札幌市内と定山溪が同じ額にしていきたいなというふうに思います。

あとはもう終わったことですので、ここでは述べません。

以上です。

○平本委員長 ありがとうございます。

特に過重負担、あるいは道との調整等に関わるのところ、あとは入湯税、そこについてはこれまでも御意見いただきましたけれども、慎重な検討が必要だということで御意見を、承りました。私も同感でございます。

ほかにはいかがでございましょう。

では、宮越委員、米澤委員の順でお願いいたします。

○宮越委員 多分私的な意見になるかもしれませんが、先ほど修学旅行の免税というお話がありましたけれども、多分修学旅行も踏まえて、教育旅行全般のお話だと思いますので、その辺も踏まえていただきたいというのが1点と、先ほど大島委員がお話いただいた、例えばスポーツ振興に関する、生徒さんであるとか、18歳以下の方が対象となるのであれば、そこも同じですよというようなことは、今後の政策とか、戦略とかの持ち方によっても変わらましようけれども、そういったことも一つ指針の出し方として、すごく大切なことではないかというふうに思います。

○平本委員長 ありがとうございます。戦略的に免税を考えるべきだという御意見だと思います。それは、大いにこれも検討の余地があると思います。

一方で、その徴収の際の免税、それから課税の煩雑さとかというようなことを考慮に入れて、どこを免税の対象にするかということについては検討が必要かと思います。どうもありがとうございます。

米澤委員、お願いします。

○米澤委員 今日の会議、前回の会議も含めて、やはり入湯税の使い道、もしくはその負担感というお話が非常に出ておまして、札幌市内と一緒にしてくれと言われると、定山溪がいつから札幌じゃなくなったんですかという話にもなっちゃうのですけれども、1つは我々業界からも、先生、委員長からも行政の力量がとか、そういうことしっかりやってくださいというお話はあったのですが、一方じゃあ我々民間側からどのように行政に働きかけたかという、甚だそれも厳しい状況というか、実際にこういうことが起こって、都度それぞれがオフィシャルの場じゃなく、お話し合いはしているのですが、きちっと業界として、例えば入湯税の使い道がどうなっているのかとか、どういうことに使ってほしいんだとか、これはもちろん観光税に関してもそうなんです、都度きちっとこういうふうにオフィシャルな集まりを持って、どういう方向性で、来年はこういうことに使いたいと思いますと、宿泊税は今年これぐらい集まりましたよ、来年はこれぐらい集まるんじゃないですかというお話し合いをしっかりと場を必ずつくっていただくということの確約はやはり欲しいと。

それから、今これで今回の検討会議は終わりますが、まだあと2回ぐらいありますが、最終的にまたこれから道との折衝が始まっていく中で、その中で、それを受けてぜひ情報開示でもよろしいですし、私たち業界への説明をしっかりと丁寧にしていただきたいというふうに思います。

○平本委員長 ありがとうございます。今米澤委員のおっしゃったことは、全くそのとおりだと思います。制度ができれば、あとは行政が勝手にやるということでは、やはり長い目で見ると持続可能な制度ではないと思います。毎年なのかどうかは別としましても、きちっとチェックポイントを設けて、関係者の御意見を聞きながら、いい方向に向けて観光振興が行われていくということは、大前提だと思っておりますので、それは私も全く同感

でございます。

ほかに御意見。では、池田委員、大島委員の順でお願いいたします。

○池田委員 全体を通してのお話ですけれども、先ほど重複するお話です。

ここに至るところ、本当に大きな括りの中での事業者なりがきちっとなっていく、あるいは得心できるところをぜひお願いをしたいなというふうに思います。

実は我々事業者から見た中でも、さまざまな問題を含めて、例えば働き方改革、法令遵守をしながらどうやって、アメリカなんかと比べると生産性が低い、経営効率を高めていかなければいけない、そしてこの後に控えている圧倒的な人材不足という問題をどうやって就労確保していかなければいけない、その中で事業を継続していって発展させていく。この議論と本質的には、今の観光の入り込み数というような観点も含めて一緒に議論すべきでないことではありますけれども、今の宿泊単価も含めて、どの時点まであるのかということも、時期の問題を含めると、どうしても考えなければいけないところ出てくるかと思しますので、まずぜひ手前の大きなところについては、ひとつ丁寧をお願いしたいと思います。

○平本委員長 どうもありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

では、大島委員、お願いいたします。

○大島委員 まずは、この会議というのは、やはりこれをきっちりまとめていかなきゃいけないことです。体の傷口に例えると、1番痛いところから手をつけなければいけない、それは僕は定山溪だと思います。

以上です。

○平本委員長 ありがとうございます。定山溪も札幌市ですので、定山溪だけが別枠では決まないと私は思っていますけれども、大島さんのおっしゃったことは理解いたしました。

それでは、大体時間なんですけど、もし追加で何かございましたら。

石黒先生どうぞ。

○石黒副委員長 先ほど米澤委員のおっしゃっていたことというのは、私冒頭申し上げました意思決定のプロセスをやっぱり行政の中に閉じるのではなくて、この観光財源もそうですし、入湯税も含めて、事業者さんがどういうふうに考えてらっしゃるのか、あるいは行政のどういうニーズがあるのか、そういうのはオフィシャルな協議のプロセス、あるいは協議の場として、観光戦略会議のようなものを年に何回かやって、なかなかもちろん議会という重要な機能がありますから、それに先立ってということになりませんが、そういうような場をオフィシャルにつくっていくべきじゃないかなというふうには強く思います。

○平本委員長 ありがとうございます。私も、今の石黒先生の御意見に全面的に賛成でございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日のこの検討会議の議論をまとめますと、まず前段で観光振興施策に関しての方向性がある程度示されたと。中身について、絵に描いた餅になってはいけない、それからきちっと現場の声を聞いて、その施策がちゃんと実現するような形で展開されることが必要だと。それに当たっては、今米澤委員と石黒副委員長がおっしゃったように、当事者を巻き込んだきちっとした観光戦略会議のようなもの、そういった種類の場をつくって、正しくその方向性を定めていくということが必要だろうということでもあります。

後段のほうは、新たな財源、そういった前段で御議論いただきました観光振興策を推進していくために、新たな財源が必要であろうという方向性がまとまりました。そのための方法としては、恐らく札幌市の場合、宿泊税が一番向いているであろうと。課税要件等につきましては、いろいろな御意見がございましたので、そういった御意見を踏まえて、最終的な答申に盛り込むことになろうと思います。

また、免税等につきましても、戦略的な免税というような視点も含めまして、大いに検討する余地があるということで、御意見をまとめさせていただきたいと思います。

そのような形で、今日第2回目の検討会議の意見をまとめたいと思いますが、およそどのようなまとめでよろしゅうございますか。

はい、どうもありがとうございます。

それでは、次回の3回目のこの検討会議では、これまでの御意見を踏まえた上で、最終的にこれは市長に対して答申をするということになっておりますので、その答申案の骨子を皆様にお示しして、それについての御議論をいただきたいというふうに思っておりますので、どうか次回もよろしくお願い申し上げます。

このような形で、本日の会議を閉じさせていただいてよろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局（石川） 皆様、お疲れさまでございました。活発な御議論いただきまして、心から感謝申し上げます。

第3回目の検討会議につきましては、委員の皆様の日程を調整させていただきました結果、来月、12月9日に開催させていただきたいというふうに考えておりますので、御日程の確保をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（石川） それでは、以上をもちまして、第2回札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議を終了とさせていただきます。

本日は、御多忙のところありがとうございます。